

# 令和8年度第2回那珂川市農業委員会会議録

令和8年5月11日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和8年度第2回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和8年5月11日（月） 午前9時26分～午前9時53分  
場 所 都市整備部 外会議室

## 1. 議事録署名人

2番 内野 学委員

3番 井上和秀委員

## 2. 議 案

議案第5号 農用地利用集積等促進計画について（新規3件）

議案第6号 那珂川市地域水田農業推進協議会委員の推薦について

## 3. 報 告

報告第5号 専決処分について

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

## 4. 出席委員

### 農業委員

会長 結 城 五 子

1番 藤 野 由紀雄

2番 内 野 学

3番 井 上 和 秀

4番 池 田 政 幸

6番 白 水 照 美

### 農地利用最適化推進委員

1番 川 口 正 明

2番 三 角 貴 博

4番 神 代 敏 之

5番 上 野 善 勝

## 5. 欠席委員

農業委員 2名

農地利用最適化推進委員 1名

## 6. 事 務 局

農業委員会事務局

事務局長 上 溝 朋 之

係 長 手 嶋 雄美子  
書 記 小 熊 宏 弥

## 午前9時26分 開会

### ○事務局長

お時間前ですがけれども、出席予定者の方は皆さんそろわれておりますので、開会したいと思います。

携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにお切替えのほうよろしく願いいたします。

では、よろしく願いします。

### ○議長

おはようございます。いよいよ忙しくなっていまいりましたけど、今日は総会ということでお集まりいただきありがとうございます。

それでは、ただいまから令和8年度第2回那珂川市農業委員会総会を開会します。

本日は、農業委員2名と最適化推進委員1名が欠席でございます。ちょっと人数がすくないですが、よろしく願いします。

議案に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。

2番の内野学委員と3番の井上和秀委員を指名します。よろしく願いします。

では、議案に入ります。

議案第5号、番号1から3、農地利用集積等促進計画について、事務局よりお願いいたします。

### ○事務局

議案第5号、番号1から3、農用地利用集積等促進計画についてを説明します。

事前にお配りしていた議案書の1ページを御覧ください。資料編は、こちらも1ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。議案書の2ページ目に、申出書の写しを添付しています。

今回借り受ける農地では野菜を作付予定です。

次に、議案書の3ページを御覧ください。資料編は引き続き1ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

次の4ページに申出書の写しを添付しています。

こちらも、今回借り受ける農地では野菜を作付予定です。

次に、議案書の5ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは2ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

次の6ページに申出書の写しを添付しています。

7ページは耕作者の農業経営の状況についてです。

今回借り受ける農地では、野菜を作付予定です。

説明は以上です。

**○議長**

それでは、説明終わりましたけど、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**○議長**

全員賛成により議案第5号、番号1から3は承認されました。

次に、議案第6号、那珂川市地域水田農業推進協議会委員の推薦について、事務局より説明をお願いします。

**○事務局**

それでは資料ですが、本日、机に置かせていただいております。事前にお配りしたものとから1題、議案を追加しております。

まず、式次第の表紙のところを1枚追加しているのと、もう一枚、1枚もので、那珂川市地域水田農業推進協議会の会員推薦についてという紙を配っておりますので、そちらを御覧ください。

こちらが、昨年度の初回農業委員会にて〇〇委員と〇〇委員を選出していただきましたが、このたび任期満了に伴い、改めて選出を行う必要がございます。

事務局案といたしましては、〇〇委員と〇〇委員の2名を推薦したいと考えております。

〇〇委員につきましては、以前は酪農部会からの選出でしたが、酪農部会の解散に伴い、今回は農業委員会から推薦するものです。また、〇〇委員については引き続きお願いしたいと考えております。

なお、前回、農業委員会からの推薦であった〇〇委員につきましては、今回はヤーコン部会からの推薦枠でお願いする運びとなりました。

説明は以上でございます。

**○議長**

ただいま事務局から説明がありましたが、那珂川市地域水田農業推進協議会委員に〇〇委員と〇〇委員の2名を推薦することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**○議長**

賛成により、議案第6号、番号1は承認されました。

次に、報告事項です。

報告について、事務局より専決事項として処理が終わっている内容です。

事務局より報告をお願いします。

**○事務局**

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について説明、報告します。

議案書は9ページを御覧ください。資料編は3ページを御覧ください。

9ページの届出書記載のとおり、運用目的は宅地造成となっております。

10ページから23ページまでが関係書類となります。

それでは、一番最後のページ、24ページを御覧ください。

こちらの土地は既に造成され駐車場として利用されている状況で、始末書を提出いただいております。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

説明は以上でございます。

#### ○議長

それでは、報告について何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

#### ○農業委員

10年前には駐車場になって農地じゃないんですよね。課税については現況で課税されていると思うけど、始末書だけ書いて終わりというのはどうなんでしょうね。その辺の整理はどうなっているんでしょうか。

#### ○事務局

今回の案件で固定資産税の課税状況までは確認をしていなかったんですけども、基本的に、現況主義になりますので、現況が駐車場になっているのであれば現況の評価がされて、登記地目とは違う形で固定資産税は徴収されるというふうになっています。

#### ○農業委員

多分、5年くらいは遡及ができるんじゃないかな。

#### ○事務局

時効があるのでそれまでは遡及ができると思います。

#### ○農業委員

それをこういった書類だけ出して、まあ、悪意かどうかそれは分からんけど、全く知らないのかも分からんけど、それで済ませるだけでいいのかなと思いつつながら。当然遡って、やっぱり何らかの形で遡及して現況課税にせんと、ちょっと不公平かなと思わんでもないですね。それはちょっと検討された方がいいと思います。

#### ○議長

他に何か質疑はありませんか。はい、どうぞ。

#### ○農業委員

ちょっとこれと同じような感じなんですけど、ほかから聞かれたんですね。このように、転用する前に開発とかした場合は、始末書だけで済むものかというのを聞かれて、罰則とか行政処分とかがあるのかどうかというのを聞かれたんですがちょっと私は分からなくて、今度聞いておきますとは言ったんですけど、どんななんですかね。

#### ○事務局

原則、そちらの届出や許可がされていないものについて、開発行為であったり、転用があるとすると基本的に違反転用になります。その場合は、罰則規定があります。

○農業委員

あるんですね。

○事務局

はい。

○農業委員

今まで、そういうのはされているんですか。

○事務局

それを適用されたというのは、那珂川市では、ここ数年はありません。

○議長

今後そういう問題が出てくると思いますので、そこら辺をほかの課の人とよく検討されるのがいいかと思います。

○農業委員

ちょっとその点で、始末書だけで済むんなら、別に気にならんねという意見があったんですね、話しています。

○事務局

補足でよろしいでしょうか。その土地が、本来、転用ができる土地であれば遡及して始末書を付けて申請をいただくという取扱いをしているんですけども、そもそも第1種農地であるとか、農用地区域を違反転用していた場合は当然受け付けられませんし、農地に戻してくださいという処分になります。

あと、農地法だけではなくて、市街化調整区域、都市計画法の関係で違法であれば、それも受け付けることはできませんので、あくまでも農地に戻してくださいという形になります。

○農業委員

分かりました。

○議長

ということですので。はい、どうぞ。

○推進委員

こういったふうに市街地にある場合は、なかなか地域の方が確認しにくい状況なんですけど、田舎のほうやったらね、あっ、あそこ駐車場になってるとか役場に連絡したりしますけど。ただ、ここらは農地と駐車場、それと雑種地になると思いますけど、ここら辺の課税は大体同じぐらいですかね。やっぱり農地のほうが安いんですか。

○議長

農地が安いですね。

○推進委員

結構今、市街化区域の中でも逆に駐車場にして、畑と課税が変わらんじゃないかなという話も聞きますけど。やっぱりちょっと安いんですね。分かりました。

○議長

そこら辺は、8月にある農地パトロールなんかで、よく皆さんと事務局あたりと見回り

ますよね。

**○推進委員**

こういった市街地の中にある農地は、なかなか発見しにくいですよ。

**○議長**

農業委員会としては、どこまでをそういう確認を取るかという問題もありますね。  
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

それでは、その他について事務局より説明をお願いします。

**○事務局**

その他の空き農地情報紹介事業について説明します。

別冊の資料を御覧ください。別冊でまとめている資料でございますね。

昨年11月の農業委員会でお配りした空き農地情報ですが、最新状況を反映させたものを再度お配りします。以前お渡ししたファイルに挟んで保管していただけたらと思います。

こちらの資料を1枚めくっていただいて、1ページ目ですね。

こちらは、新しく受け付けをした農地を黄色で色づけをしています。

また次のページを御覧ください。

空き農地情報に登録をされていた農地で、進捗があったものをまとめています。

以降のページに詳しい場所についての情報を掲載しておりますので、農業委員会後、各自、御確認いただけたらと思います。

引き続きのお願いになりますが、農家さんから、空いている農地がないか、耕作地をもっと広げたいとか、新規で農業を始めたいなどの御相談があった場合、こちらの農地情報を御紹介していただけたらと思います。

その他の説明については以上です。

**○議長**

ありがとうございます。空き農地は、農地の所有者本人がこちらに連絡するけど、勝手に、空いとうけんちょっと借りたいなという相談やら受けることもあるんですけど、役場のほうに行って調べてくださいと言ったほうがいいですね。

**○事務局**

そうですね、はい。

**○議長**

時々やっぱり土地を見に来られるんですよ。空いとうとかいとか、作っていないとかいとか言われるような状況で。

届け出る人も届け出ない人もいるからね、そこら辺がちょっと、営農座談会のときに役場のほうからしっかりね、貸したい、売りたい、あれする土地は報告くださいっていつも言っているんですけど。地域でも、そういうふうにしたらいんじゃないということ役場を通じて、権利設定したほうがいいんじゃないというようなことを、皆さんも心がけて注意しとってください。よろしいですかね。

ほかにはないんですかね、報告は。

○事務局

はい、大丈夫です。

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員

この見方なんです、要は本人から届出が出てくるとですね。

○事務局

はい。

○農業委員

それで、貸したい、売りたい、いずれでもよいということで。できたら、例えば受付番号ずっとありますね。この黄色以外はもう解決したということでいいですね。

○事務局

いや、こちらの1ページ目については、今、貸したいという要望があつて情報を掲載している分です。

次のページの進捗報告で書かれてある分が、こちらの情報に登録をされてつながったケースというか、利用権の設定が開始されましたよとかいったページが次のページになります。

○農業委員

できたら、貸したいと届出があつたときの日付があつた方がいいかなと思うので。

○事務局

ずっと長く載っているのもありますし、最新のものもありますからね。

○農業委員

皆さんはどうか知らんけど、私はあつたほうが分かりやすいかなと思います。

それとあと1つ、貸したい、売りたいとかあるけど、当然高齢になって、後継者はいるけど息子はしないとかというような状況はいろいろ、様々だと思います。そういうあたりは分析されて、どういった状況でしょうか。

○事務局

個別のケースで、受付をする段階でお話を伺いながら受付はしています。

○事務局

ほとんどの方が、相続された土地で御自身では農業ができないので、売りたい、貸したいという御相談がほとんどです。

○農業委員

心配しよるのは、前は65歳がこう言いよつた。今はもうみんな70代、上がっていきよるやないですか。それもいつまでされるか分からんから。今こういった個人でしてある若い人あたりに言うてうまく集積してもらって、例えば、国とか県とか助成をしてもらうとか、働きかけをしていくとか、そういったことをしていかないと、日本の農業はだんだん合理化になって、もう荒れ放題になって、作らないという動きが出てきよっちゃうかなと。

私も息子がするかどうか分からんし、どこでも同じようなあれやないかなと思うんですがね。

これは当然、那珂川市だけではなしに、県とかうまく連携して、そういった情報を得ながら、アドバイスしていかないといけないですよ。

**○議長**

じゃ、よろしく願いしておきます。はい、どうぞ。

**○推進委員**

今の件で、こういうふうにして貸したい、売りたいとかいうこういう一覧表がありますよね。これを、住民はどこまで知っているか。住民というか、もう私は作らないからどうかかしたいというのの周知方法。広報とか、何かに載せてるんでしょうか。

**○事務局**

今、まず、この情報は窓口で見れるような状況でしているのと、あと、営農座談会のほうで周知をしています。営農座談会のなかで、確認野帳を配付するときに、個別で、もし貸したい農地、売りたい農地がある場合はこの用紙を出してくださいというのを、農家さん皆さんのほうにお配りはしています。

**○議長**

座談会のときにね。

**○事務局**

はい。

**○農業委員**

広報紙で載せるべきやない。例えばこういった、農業をやりたい人はいろいろあるから、農業委員会のほうに出向いてくれとかとか、そういった情報提供をして、あとは本人が調べるとかもね、一つの方法かな。

**○事務局**

検討をしていきたいと思います。

**○議長**

はい、どうぞ。

**○農業委員**

座談会でということだと、地区外の人たちは座談会には出ないわけじゃないですか。そういうところはどうなっていますか。要するに相続とかであるけど、自分は外に住んでいてとかいう人たちも結構いるじゃないですか。そういう人たちに対しての周知はないんですかね。

**○事務局**

一応、確認野帳は市外の方には郵送で事務局のほうからお送りしているんですけども、そちらにも一緒に同封して送ってはいます。

確かに、確認野帳がない方、畑しか持っていない方とか、あとは何らかの、確認野帳って御自身で申告して書かれるものなので、途中で提出がなかったりとか、そういったことで、畑とか田んぼを持っているけれども確認野帳がない方というのも確かにいらっしゃる

ので、そういった方向けに、ホームページであったり、広報であったり、何か周知方法を考えたいと思います。

**○推進委員**

そうですね、貸したい人は貸したいと登録をしますけど、借りたい方の情報収集の方法がないものだから、そういったふうな形でホームページあたりで周知していただければ、これを見た方が、農家じゃなくても畑を借りたいという方もおられますから、そういったふうな周知方法をよろしく願いいたします。

**○議長**

よろしいですか。はい。

**○農業委員**

これは公開されている情報ですか。

**○事務局**

はい、公開です。

**○議長**

ホームページも出ていますか。

**○事務局**

現在は、ホームページまでは載せていないので、今後載せることを検討いたします。

**○議長**

というようなことですので、今後は借りたい人はホームページなどを見られて探すことができればいいと思います。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

では、今日は案件も少なかったもので、短い時間ではありましたが、本日はこれを持ちまして総会を閉会いたします。忙しい中、皆さん気をつけてお仕事なさってください。ありがとうございました。

**○事務局長**

次回の総会は時間がずれておまして、6月10日は15時から、お昼の3時からとなっておりますので、よろしく願いいたします。

午前9時53分 閉会